

仙台市地域保健福祉計画推進委員会設置要綱

(平成25年3月14日市長決裁)

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する市町村地域福祉計画として本市が策定した第2期仙台市地域保健福祉計画（以下「計画」という。）について、進捗状況の管理、評価その他の計画の推進に関する事項を審議するため、仙台市地域保健福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審議事項)

第2条 委員会は、計画に係る進捗状況の管理、評価その他の計画の推進に関する事項を審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員17人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者、医療関係者、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画として本市が策定する第3期仙台市地域保健福祉計画の策定委員会が設置される日の前日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員長は委員の互選により、副委員長は委員長の指名により、それぞれ定める。

2 委員長は、委員会を代表し、その会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員長又は副委員長が出席し、かつ、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者を出席させ、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉局健康福祉部社会課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成25年3月14日から実施する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、第4条の第3期仙台市地域保健福祉計画の策定委員会が設置される日の前日限り、その効力を失う。